

水戸市規則第 72 号

水戸市健康増進法施行細則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市健康増進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「省令」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設の届出)

第 2 条 法第 20 条第 1 項の規定による届出は、特定給食施設事業開始届（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 20 条第 2 項の規定による変更の届出は、特定給食施設届出事項変更届（様式第 2 号）により行うものとする。

3 法第 20 条第 2 項の規定による休止又は廃止の届出は、特定給食施設事業休止（廃止）届（様式第 3 号）により行うものとする。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定等)

第 3 条 市長は、法第 21 条第 1 項の規定による指定をしたときは、管理栄養士配置施設指定通知書（様式第 4 号）により、当該指定に係る特定給食施設の設置者に通知するものとする。

2 市長は、前項の指定をした施設が省令第 7 条各号に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すとともに、管理栄養士配置施設指定取消通知書（様式第 5 号）により、当該取消しに係る特定給食施設の設置者に通知するものとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

水戸市長 様

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

特定給食施設事業開始届

特定給食施設の事業を開始したので、健康増進法第 20 条第 1 項の規定により届け出ます。

特定給食施設の種類					
特定給食施設の名称					
特定給食施設の所在地					
設置者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
給食の開始年月日 （開始予定年月日）	年 月 日				
1 日の予定給食数	朝 食	昼 食	夕 食	そ の 他 （ ）	計
管理栄養士の員数	人		栄養士の員数	人	

備考 給食事業の開始の日から 1 月以内に届け出てください。

年 月 日

水戸市長

様

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

電 話 番 号

特定給食施設届出事項変更届

特定給食施設について、次のとおり変更したので、健康増進法第 20 条第 2 項の規定により届け出ます。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

備考 変更の日から 1 月以内に届け出てください。

水戸市長

様

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

電話番号

特定給食施設事業休止（廃止）届

特定給食施設の事業について、次のとおり休止（廃止）したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
事業休止（廃止）年月日	年 月 日
休止（廃止）した理由	

備考 休止（廃止）の日から1月以内に届け出てください。

様式第 4 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

管理栄養士配置施設指定通知書

下記の施設について、健康増進法第 21 条第 1 項の規定による指定をしたので、水戸市健康増進法施行細則第 3 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 特定給食施設の名称
- 2 特定給食施設の所在地
- 3 指定番号

様式第 5 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

管理栄養士配置施設指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で健康増進法第 21 条第 1 項の規定による指定をした下記の施設については、当該指定を取り消したので、水戸市健康増進法施行細則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 特定給食施設の名称
- 2 特定給食施設の所在地
- 3 指定番号